

ニュース解説

2024 年6月号

株式会社ワーク・アビリティ(編集部)
〒150-0013 渋谷区恵比寿1-30-8 プライムコート恵比寿2F
TEL:03-5789-2200 FAX:03-5789-2705

目次

ニュース解説

新たに「育成就労制度」創設へ	… 1
算定基礎届の提出時期になります	… 1
勤務先の法令違反、6割が「通報・相談する」	… 2
転職希望者、初の1000万人超え	… 2
給与支払者向け定額減税コールセンターを開設	… 2
労使協定を監督署へ一括届出が可能に	… 2
マイナンバーカードを健康保険証として利用するメリットは？	… 3
フリーランスに具体的な指示をしてはいけない？	… 3
外国人材の募集・採用 他社ではどうしてる？	… 3
建設・運送・医師への規制徹底 過労死防止大綱の素案	… 3

ニュース解説

※顧問先のご指導の際、お手元の参考資料としてご利用ください。

今月の「事務所ニュース」に掲載した主なニュースの情報源となる統計・法令・資料などは、以下のとおりです。

P.1 技能実習制度を廃止 新たに「育成就労制度」創設へ

なかなか問題がなくなる技能実習制度ですが、育成就労制度として見直される見込みです。

情報源

改正法の概要（育成就労制度の創設等）（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001231483.pdf>

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院）

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g21309059.htm

P.2 特集 対象者は？ 報酬になるもの／ならないものは？ 算定基礎届の提出時期になります

算定基礎届の時期が近づいてきました。準備を始めましょう。

情報源

定時決定のため、4月～6月の報酬月額の届出を行うとき（年金機構）

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/todokesho/hoshu/20141225.html>

令和6年4月から現物給与の価額が改正されます（年金機構）

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/hoshu/20150511.files/2024.pdf>

P.4

勤務先の法令違反、6割が「通報・相談する」

毎年のように大企業の法違反が報道されます。経営者は従業員に見られていることを常に意識しなければなりません。



情報源

内部通報制度に関する就労者 1 万人アンケート調査の結果について（消費者庁）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/research/assets/research_240229_0001.pdf

P.4

転職希望者、初の 1000 万人超え

終身雇用はすでに過去の言葉になっていますが、転職の意識はますます高まっています。働きたいと思われる職場づくりを意識していかなければなりません。



情報源

労働力調査（詳細集計）2023年（令和5年）平均結果の要約（総務省）

<https://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/nen/dt/pdf/youyaku.pdf>

P.5

給与支払者向け定額減税コールセンターを開設

定額減税について、まだまだ十分に理解されていないように思われます。正しく、確実に実施されるよう準備しましょう。



情報源

定額減税特設サイト（国税庁）

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

P.5

労使協定を監督署へ一括届出が可能に

労働基準法の各種届出が、いっそう楽になっていきます。



情報源

1ヵ月単位の変形労働時間制に関する協定届等の本社一括届出（リーフレット）（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001211058.pdf>

P.6 すっきりわかる。社会保険

マイナンバーカードを健康保険証として利用するメリットは？

マイナ保険証への切り替えが、目前に迫ってきました。利用率が伸びていないようですが、積極的な周知が必要な段階になってきました。

情報源

マイナ保険証を1度使ってみませんか？（協会けんぽ）

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/event/cat550/sb5010/mytourokukakunin/>

P.7 人事労務の法律ミニ教室

フリーランスに具体的な指示をしてはいけない？

フリーランスが増え、トラブルも増えています。そこで、政府も様々な保護を打ち出しています。社内に誤った扱いがないかをチェックしておく必要があります。

情報源

偽装フリーランス防止のための手引き（フリーランス協会）

<https://blog.freelance-jp.org/wp-content/uploads/2024/02/gisou-freelancer-prevention.pdf>

フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000766340.pdf>

P.8 外国人活用事例

外国人材の募集・採用 他社ではどうしてる？

新しく外国人雇用に関する連載を始めました。深刻な人手不足からコンビニや飲食店にとどまらず、様々な業種で外国人の雇用が広がってきています。あるいは、グローバルな経営から積極的に外国人の活用を進めている企業もあります。

私達は、そろそろ、日本人にこだわった組織作りから多国籍な組織作りへと、次のステップに進むべきときが来ているのかもしれません。

P.8 労務ひとこと

建設・運送・医師への規制徹底 過労死防止大綱の素案

時間外規制が猶予されてきた業種への2024年問題、厚生労働省は過労死等防止対策大綱で明確に重点指導方針を示しています。

情報源

第27回 過労死等防止対策推進協議会 議事次第（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/001228535.pdf>

「事務所ニュース」の乱丁・落丁、掲載記事の誤字その他の誤りについては、随時、電話・FAXまたは電子メールでお受けします。ただし、内容へのご質問は恐縮ですが原則として有料となります。

株式会社ワーク・アビリティ（編集部）TEL.03-5789-2200 FAX.03-5789-2705